

京都市共創人口パートナーシップ事業 実施要領

（目的）

第1条 京都市（以下「本市」という。）が、居住に関わらず京都に愛着や縁（ゆかり）を持ち、歴史、文化、自然、豊かな人と人のつながりなど、有形、無形の京都の価値や魅力を大切にし、これらの継承・発展、創造に取り組んでいただける方を、共創型関係人口「共創人口」と位置づけ、共創人口と京都との結節点となりうる企業、団体等を「共創コアパートナー」（以下「コアパートナー」という。）とし、共に共創人口の創出・可視化の推進に公民連携で取り組むことを目的とする。

（対象）

第2条 コアパートナーは、本市が行う共創人口の創出・可視化の推進に賛同し、前条の目的に資する取組を実施する企業、団体等とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- （1）宗教活動や政治活動を主たる目的としてコアパートナーへの登録を希望するもの
- （2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体
- （3）その他市長が適当でないと認めるもの

（本市の役割）

第3条 市長は、前条に該当するものをコアパートナーとして登録し、コアパートナーと協力して、共創人口の創出・可視化の推進に取り組む。

2 市長は、コアパートナーが、本市の共創人口の創出・可視化の推進につながる取組を実施する場合は、次の各号に掲げる支援を行う。

（1）事業費用への支援

コアパートナーの活動として実施する取組のうち、共創人口の創出・可視化の推進事業として市長が有効と認める提案に対しては、実証実験及び具体的実践に係る経費として、予算の範囲内で、事業費用の一部を本市が負担する。

提案は、公民連携プラットフォーム「KYOTO CITY OPEN LABO」（以下「公民連携ラボ」という。）を通じて行うこととし、採択した場合には、公民連携ラボの取組費用の一部負担に準じた支援として、事業費用から消費税及び地方消費税を除いた額の2分の1の範囲で最大50万円を支援する。ただし、次に掲げる事項を総合的に評価して、特に有効な提案と認められるものについては、事業費用から消費税及び地方消費税を除いた額の2分の1の範囲で最大100万円を支援する。

- ア 予算及び計画の適正性
- イ 事業内容の合理性及び事業効果発現の可能性
- ウ 本市の既存施策との連動性
- エ 発信力及び訴求力

オ 事業の発展性

カ 効果検証及びニーズ分析に関する手法の合理性

キ その他の事業の特性

なお、支援の対象となる期間は、本実施要領の施行日から令和9年3月31日までとする。

(2) 広報への支援

本市はコアパートナーが取り組む事業について、本市のポータルサイト等を通じて事業紹介を行うなど、広報支援を行う。

(コアパートナーの役割)

第4条 コアパートナーは、本市と協力して、共創人口の創出・可視化の推進につながる取組を行う。

2 コアパートナーは、自らが実施・運営するイベントやホームページ等を通じて、本市の共創人口の創出・可視化の推進につながるサービスの提供や情報発信等を行う。

(申請)

第5条 コアパートナーへの登録を希望するものは、登録申請書（第1号様式）を提出する方法により、市長に申請しなければならない。

(登録)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定する。

2 市長は、コアパートナーとして登録を行ったときは、当該申請を行ったものに対し、登録決定通知書（第2号様式）及び登録証（第3号様式）を交付し、登録を行わなかったときは、当該申請を行ったものに対し、その旨を通知する。

(登録期間)

第7条 登録期間は令和9年3月31日までとする。

(公表)

第8条 市長は、コアパートナーの名称及び取組内容等について、広く市内外に周知するため、本市の広報媒体への掲載その他の方法により公表するものとする。

(変更届、辞退届)

第9条 登録団体は、申請書に記載した内容に変更が生じたときは変更届（第4号様式）、登録の取消しを申し出るときは辞退届（第5号様式）を市長へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第10条 市長は、コアパートナーが次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、コアパートナーの登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録基準に適合しなくなったとき
- (2) コアパートナーから辞退届が提出されたとき
- (3) 第2条各号に該当することが判明したとき
- (4) 本事業の趣旨に反するような行為を行った又は行うおそれがあると認めるとき
- (5) コアパートナーと関わる共創人口及び市民等に不利益が生じるおそれがあるとき
- (6) その他、コアパートナーとしての登録が適当でないと認めるとき

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月9日から施行する。